

丹羽広域事務組合消防本部職員不祥事に対する処分について

平成28年3月31日付けで次のとおり、消防職員に対する懲戒処分を行いましたので、お知らせいたします。

1 被処分者

丹羽消防署	本署課長	55歳	男性	減給3か月（給料月額の10分の1）
丹羽消防署	本署主幹	54歳	男性	減給1か月（給料月額の10分の1）
消防本部	消防長	60歳	男性	戒告

2 処分理由

平成28年3月24日午後7時45分頃、当消防署車庫内において休憩時間を著しく延長し、卓球をおこなっていたことが発覚した。また、これによる職員間の金銭授受はなかったが、食材等に充てていた当該事案について、調査を実施したところその事実が判明した。この行為は、地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）及び地方公務員法第35条（職務に専念する義務）に違反するものであり全体の奉仕者としてふさわしくない行為である。よって地方公務員法第29条第1項第2号及び第3号の規定により懲戒処分を行った。

3 処分年月日 平成28年3月31日

4 その他

本事案に関連して、職員が懲戒処分を受ける不祥事を発生させたことについて、指導監督に適性を欠いた消防署長、副署長には、訓告とし、当該事案にかかわった職員2名を文書による厳重注意。また、10名の職員を口頭注意とした。

5 みなさまへ

当消防本部はこの事案を、重く受け止め、住民を始め各関係者の皆様に対しまして心より深くお詫び申し上げます。今後は、職員の規律をただし信頼回復に向けて再発防止に努めてまいります。

お問い合わせ先

担当課：消防課

電話：0587-95-5159